

大分県代表選手の選考に関する要項

大分県ソフトテニス連盟

この要項は大分県の代表として競技会へ参加する場合の選手選考について定めたものである。選手及び監督等は常務理事会の承認にて決定する。なお、決定後に変更する場合は、常務理事会の承認を必要とする。

1. 国民体育大会

(1) 選考競技会

<成年男女>

1次予選、2次予選、最終選考会

<少年男女>

候補選手練習会で選考する。練習会への参加資格は、以下の条件とする。

①高校生は、当該年度のハイスクールジャパンカップ県予選ダブルスまたは県高校総体個人戦でベスト8に入った選手もしくは前述の県予選シングルスでベスト4に入った選手。

②中学3年生は、中体連からの推薦選手。ただし、4名程度とする。

(2) 選考基準

種別毎に代表選手5名と補欠選手（1～2名）とする。

(3) 選考方法

<成年男女>

① 1次予選

2回実施して、それぞれ4ペアを選考する。計8ペアを2次予選出場とする。

② 2次予選

1次予選通過8ペアと1次予選免除ペア（※）で実施し、上位6ペアを最終選考会出場とする。

※1次予選免除ペア：以下の条件を基に強化部会で推薦するペア。

ア. 前年度国体（九州ブロックを含む）出場ペア

イ. 学連（全日本、東西、各ブロック）で顕著な実績のある選手同士のペア

ウ. イに該当する選手1名+前年度最終予選に残った選手のペア

③最終選考会

2次予選を通過した6ペアでリーグ戦を実施し、1位ペアは代表選手とする。

残り3名と補欠選手は強化部会で審議し、常務理事会で承認を受け決定する。

<少年男女>

①候補選手を招集して練習会（少年男女国体候補選手練習会）を2日間連続で実施

する。

②練習内容は、国体強化スタッフ（監督、コーチ、中・高体連強化担当者）で選定し、基本練習・ゲーム練習等を行う。

③選考基準は、技能だけでなく、マナー・意欲・チーム大分への意識度等で総合的に判断する。

④練習会を経て、上記スタッフで候補選手を選考し、その推薦選手を強化部会で審議し、常任理事会で承認を受け決定する。

（４）補足

この要項に定めのない事項が発生した場合は、常務理事会において審議を行い、処理するものとする。

2. 大分県インドア大会

大分県内におけるインドアで使用できるテニスコートの状況は、確保できるコート面数が3～6面であるので、競技に要する時間等から考慮して一日（午前9時から午後5時までの競技時間を目安とする。）で実施可能なペア数とする。

（１）選考競技会

本連盟が主催する当該年度の県選手権、総合選手権、外川杯、並びに前年度の大友杯

（２）選考基準

選手選考ペア数については、次のとおりとする。

区分	男子	女子
一般	17ペア	8ペア
成年（35歳以上）	1ペア	1ペア
学生※	2ペア	1ペア
高校生	2ペア	1ペア
中学生	2ペア	1ペア
計	24ペア	12ペア

※学生は本連盟主催の競技会に参加した選手に限る。

①学生、高校生及び中学生の選手選出ペア数が減少した場合は、その減少ペア数を一般及び成年の選手選出ペア数に振り分けるものとする。

②連盟推薦ペアを選出することができる。（選考ペア数の内数とする。）

（３）選考方法

①競技会成績に基づき、ランキングポイント上位から順次選考を行うものとする。

②同じランキングポイントのペアがある場合は、同じランキングのペアの中から常務理事会において選出する。

また、同じランキングポイントで選考されなかったペアは、補欠として順位を決定し、選手選出ペア数に不参加や不足が発生した場合において、補欠順位の上位のペア

から順次に参加資格を与えることができる。

(4) 補足

この要項に定めのない事項が発生した場合は、常務理事会において審議を行い、処理するものとする。

3. 都道府県対抗全日本中学生大会

(1) 選考競技会

①Step 2、②大分県中学校新人ソフトテニス大会（団体の部）

③大分県中学校新人ソフトテニス錬成大会（個人）

(2) 選考基準

男女 各8名以上14名以下とする。

(3) 選考方法

①Step 2の選考会で選ばれた中学生の選手。

②大分県中学校新人ソフトテニス大会（団体の部）でベスト4に入った学校から代表1ペア

③大分県中学校新人ソフトテニス錬成大会（個人）でベスト8に入ったペア

上記の①～③に該当する選手を「中学都道府県選抜選考会」に集めて、選考方法について説明する。

※ 技能だけでなく、マナー・意欲・大分県の代表であるということの自覚等で総合的に判断するという確認をする。

スタッフで候補選手を選考し、その推薦選手を強化部会で審議し、常任理事会で承認を受け決定する。

(4) 補足

この要項に定めのない事項が発生した場合は、常務理事会において審議を行い、処理するものとする。

4. 県中学生インドア大会

(1) 選考競技会

前年度の大分県中学生インドア大会、各郡市で実施された新人大会

(2) 選考基準

男子45ペア、女子49ペア（平成28年現在）

(3) 選考方法

①前年度、県中学生インドア大会の優勝校に1ペアの出場枠を与える。

ただし、前年度優勝校枠が郡市代表と重複していても、当該郡市は補充してはならない。

②各郡市の「大分県中学校総合体育大会」の個人戦出場枠の1/2ペアとする。

(4) 補足

この要項に定めのない事項が発生した場合は、常務理事会において審議を行い、処理するものとする。

5. 全国小学生大会

(1) 選考競技会

6年生シングルス大会
県小学生学年別大会

(2) 選考基準

6年生シングルス男女各2名
5年生ダブルス男女各4ペア
4年生以下ダブルス男女各4ペア

(3) 選考方法

リーグ・トーナメント方式で選出。競技会成績に基づき、シングルスは男女ベスト2に、ダブルスは各種別ベスト4のペアに出場権を与える。なお、繰上げ選出の可能性も考え順位決定戦を行う。

(4) 補足

この要項に定めのない事項が発生した場合は、小学生部会内・三役にて審議を行い処理するものとする。

6. 競技者育成プログラム（Step 3）への選考会（Step 2）

(1) 選考競技会

<U-20、U-17>

少年男女国体候補選手練習会と兼ねて実施する。

練習会への参加資格は、以下の条件とする。

- ① 高校生は、当該年度のハイスクールジャパンカップ県予選ダブルスまたは県高校総体個人戦でベスト8に入った選手もしくは前年度の県予選シングルスでベスト4に入った選手。
- ② 中学3年生は、中体連からの推薦選手。ただし、4名程度とする。

<U-14>

- ① 7月末から8月初めに実施される地域選抜大会。
- ② ①における上位に残った選手あるいは中学部および小学部の推薦選手による強化練習会を実施し、最終候補選手を選考する。

(2) 選考基準

U-20男女各2名、U-17男女各4名、U-14男女各6名

(3) 選考方法

<U-20、U-17>

- ① 候補選手を招集して練習会を2日間連続で実施する。
- ② 練習内容は、国体強化スタッフ（監督、コーチ、中・高体連強化担当者）で選定し、基本練習・ゲーム練習等を行う。
- ③ 選考基準は、技能だけでなく、マナー・意欲・チーム大分への意識度等で総合的に判断する。
- ④ 練習会を経て、上記スタッフで候補選手を選考し、その推薦選手を強化部会で審議し、常任理事会で承認を受け決定する。

<U-14>

- ① 7月末から8月初めに実施される地域選抜大会において候補の選手を選考する。
- ② ①で候補に選ばれた選手による強化練習会を実施し、最終候補選手を選考する。（小学生も含む）
- ③ 練習内容は、中学部および小学部の強化スタッフ（監督、コーチ、小中学部強化担当者）で選定し、基本練習・ゲーム練習等を行う。
- ④ 選考基準は、技能だけでなく、マナー・意欲も含み、総合的に判断する。
- ⑤ 練習会を経て、上記スタッフで候補選手を選考し、その推薦選手を強化部会で審議し、常務理事会で承認を受け決定する。

(4) 補足

この要項に定めのない事項が発生した場合は、常務理事会において審議を行い、処理するものとする。

7. 九州各県対抗シニアソフトテニス大会

(1) 選考競技会

本連盟が主催する九州各県対抗シニア選手権県予選、県シニア大会、山下杯大会、大友杯大会、及び九州選手権大会、西日本シニア選手権大会、全日本シニア選手権大会

(2) 選考基準

年代種別毎に代表選手6名（3ペア）

男子45歳の部、50歳の部、60歳の部、70歳の部

女子45歳の部、55歳の部、65歳の部

(3) 選考方法

- ①九州各県対抗シニア選手権予選会において、各年代別の優勝者1ペアは選出する。
- ②残り2ペアは、前年度代表選手の大会成績及び九州各県対抗シニア選手権県予選、県シニア大会、山下杯大会、大友杯大会のベスト4の成績を収めた中からペア及び選手をシニア部会にて協議し選出する。

ただし、成績が同率の場合、九州選手権大会、西日本シニア選手権大会、全日本

シニア選手権大会の成績を参考にして協議し選出する。

- ③選手選考後、不足が発生した場合は、上記選手選考方法に基づいて選手を選出する。
(予め補欠選手は決めておかない)

(4) 補足

- ①この要綱に定めのない事項が発生した場合は、シニア部会において審議を行い、処理するものとする。
②代表選手選出後、常務理事会にて報告し決定する。

8. その他の大会

上記以外の大会において、大分県の代表として参加する場合は、常務理事会の審議を行い、処理するものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成28年4月13日から適用する。